

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第20号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年佐賀県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 県職員給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（法第28条の2第2項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）</u>をされたこと。</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 県職員給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）</u>をされたこと。</p>

改正前	改正後
イ・ウ 略 (2)～(8) 略	イ・ウ 略 (2)～(8) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが改正後の規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。）は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第11条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

(1) 改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地公法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧地公法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地公法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新地公法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新地公法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新地公法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する改正後の規則第6条第2項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

4 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の単身赴任手当に関する規則第6条第2項第1号アに該当する採用をされた職員について

ては、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。